

「保健衛生システム更改業務委託」プロポーザル実施要領

1 業務の概要

- (1) 業務名 保健衛生システム更改業務委託（以下「本業務」という。）
 - (2) 目的 現在利用している保健衛生システムのリース満了及びサポート終了のため、システムの再構築を行う。また、セキュリティの向上を目的とし、外部のデータセンターを利用したクラウド型のシステムを導入する。
 - (3) 業務内容 「保健衛生システム更改業務委託」業務仕様書（以下「業務仕様書」という。）のとおり
 - (4) 業務期間 契約締結日から令和3年9月30日（木）まで
 - (5) 業務場所 豊橋市中野町字中原100番地（豊橋市保健所・保健センター）
 - (6) 契約上限価格及び提案上限価格（消費税及び地方消費税を含む。）
 - ア 契約上限価格
 - (ア) 開発費用 金80,000千円
 - (イ) 契約金額のうち、令和2年度に支払い可能額 金51,200千円
 - イ 提案上限価格
 - (ア) 運用費用（60か月分） 金40,000千円
 - (イ) 開発費用及び運用費用（60か月分）の合計額 金120,000千円
- ※運用費用については、システム稼働後の60か月分の金額とし、システム稼働後は金額が一定になるようにすること。

2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件

- (1) プロポーザルの提案資格は、プロポーザル参加意向申出書の提出日現在において次の各号に掲げる要件をすべて満たすこととする。
 - ア 令和2・3年度豊橋市入札参加資格者名簿（物品等）の営業種目が中分類：08コンピューターサービス、小分類：01システム開発について登録されていること。
 - イ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項の規定に該当する者でないこと。
 - ウ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市工事請負契約等に係る指名停止措置要領」による指名停止の期間がないこと。
 - エ 本プロポーザルの公告の日から契約候補者特定までの間に「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」（平成26年3月26日付け豊橋市長・愛知県豊橋警察署長締結）に基づく排除処置を受けていないこと。
 - オ 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続開始の申立てがなされていない者及び民事再生法（平成11年法律第225号）第21条に基づき再生手続開始の申立てがなされていない者。ただし、会社更生法に基づく更正手続開始の決定を受けた者又は民事再生法に基づく再生手続開始の決定を受けた者で、再度の入札参加資格審査の申請を行い、認定を受けた者については、更正手続開始又は再生手続

開始の申立てをなされなかった者とみなす。

(2) ISO/IEC 27001、JIS Q 27001 により、ISMS 認証を取得していること。

(3) 過去 10 年間（平成 22 年度～令和元年度）に元請けにて、中核市以上の自治体における保健衛生システムを導入した実績を有する者であること。

3 参加意向申出書の提出

提案書の提出を希望する者は別紙「プロポーザル参加意向申出書」（様式 1）を持参又は郵送（書留郵便に限る）で提出すること。

(1) 提出期限

令和 2 年 7 月 9 日（木） 正午必着

(2) 提出先

所管課	豊橋市健康部健康増進課（豊橋市保健所・保健センター）
郵便番号	441-8539
住所	愛知県豊橋市中野町字中原 100 番地
メールアドレス	kenkouzoushin@city.toyohashi.lg.jp
電話番号	0532-39-9133
Fax 番号	0532-38-0770
担当者	大林、古渡

(3) 提出方法

持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日 8 時 30 分から午後 5 時まで）又は郵送（書留郵便に限る）により提出するものとする。

(4) 添付書類

ア 会社概要及び参加資格確認（様式 2-1）

イ ISO/IEC 27001、JIS Q 27001 により、ISMS 認証導入実績（様式 2-2）

(5) 質問と回答

ア 質問

令和 2 年 6 月 29 日（月）正午までに、随時電子メールにより別紙「質問書」（様式 3）を提出先まで提出するものとする。質問対象となる資料名及び項番等を明記した上で、簡潔な質問内容とすること。質問書提出後は必ず電話にて到着確認を行うこと。

イ 回答

令和 2 年 7 月 2 日（木）に本市ホームページに掲載するので、質問の有無に関わらず確認のこと。

<http://www.city.toyohashi.lg.jp/item/76803.htm>

(6) 参加資格

「プロポーザル参加意向申出書」の提出を受け、参加資格確認結果を令和 2 年 7 月 10 日（金）までに通知する。

4 提案書の提出等

(1) 提案事項・様式等

「保健衛生事務システム更改業務委託」提案書作成仕様書（以下「提案書作成仕様書」という。）のとおり

(2) 提出部数

19部（1ページ目（表紙）のフッタ部右寄せに1から19の連番を付すること。）

(3) 提出期限

令和2年7月27日（月）午後5時必着とする。

(4) 提出先・提出方法

提出先へ持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送（書留郵便に限る）により提出するものとする。

(5) 質問と回答

ア 質問

令和2年7月14日（火）正午までに、随時電子メールにより別紙「質問書」（様式3）を提出先まで提出するものとする。質問対象となる資料名、項番等を明記した上で、簡潔な質問内容とすること。質問書提出後は必ず電話にて到着確認を行うこと。

イ 回答

令和2年7月21日（火）までに、参加資格が確認できた者全てに対し随時電子メールにより回答する。

5 提出された提案書等の取扱い

(1) 提案書等の著作権は提案者に帰属する。なお、本プロポーザルの契約候補者特定結果に関する公表その他市が必要と認めるときは、市は特定事業者の提案書等の全部または一部を無償で使用できるものとする。

(2) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、「豊橋市情報公開条例（平成8年豊橋市条例第2号）」に基づき、同条例第12条第1項または第2項による意見書提出の提案及び提出書類を公開する場合があるものとする。

(3) 提出された提案書等は、本プロポーザルにおける契約候補者の特定以外の目的では使用しない。

(4) 提出された提案書等は、返却しない。

(5) 提案書等に含まれる著作権・特許権など日本国の法令に基づいて保護される第三者の権利の対象となっているものを使用した結果生じた責任は、提案者が負う。

6 提案内容の評価等

(1) 評価について

評価は、「保健衛生システム更改業務委託」評価委員会（以下「評価委員会」という。）において一次評価（機能要件評価及び価格評価）と二次評価（提案書評価）により総合的に評価を行う。

(2) 一次評価（機能要件評価及び価格評価）

提案書提出事業者が多数の場合、機能要件評価及び価格評価のうち3者程度を選考する。機能要件評価は全事業者に対してヒアリングを実施する。一次評価の結果については令和2年8月24日（月）までに通知する。なお、評価に際し、不明な点が生じた場合には、本市から書面にて個別に質問をすることがある。

(3) 機能要件ヒアリング

機能要件の確認のため、ヒアリングを実施する。

ア 日時 令和2年7月28日（火）～8月17日（月）

イ 持ち時間 1者あたり1日程度を想定

(4) 二次評価（提案書評価）

提案書内容の確認のため、プレゼンテーションを実施する。

ア 日時 令和2年8月28日（金）

イ 持ち時間 (ア) プレゼンテーション 30分以内

(イ) 質疑応答 10分程度

※実施方法及び留意事項等については、一次評価結果通知と併せて通知する。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため特定の場所に参集しない方法で実施する場合がある。その際は、別途プレゼンテーション用映像媒体（DVD等）の提出を依頼することがある。

(5) 契約候補者の特定

ア 一次評価及び二次評価により総合的に評価し、最も優れている提案者を契約候補者として、契約締結に向けた手続きを行う。

イ 契約候補者となることのできる最低基準点をあらかじめ定めるものとし、それ以上の点数を得た提案者の中から契約候補者を特定する。

ウ 提案者が1者であっても、本プロポーザルは成立するものとするが、評価の結果、最低基準点以上の点数を得られなかった場合は、契約候補者として特定しない。

エ 契約候補者が契約締結までに次のいずれかにより契約が不可能となった場合は次点の者から順に繰り上がるものとする。

(ア) 「2 プロポーザルに参加する者に必要な資格並びに業務実施上の条件」に記載した要件のいずれかを満たさなくなったとき

(イ) 提案資格または提案内容が無効となったとき

(ウ) その他事故等の特別な事由により契約が不可能と認められるとき

(6) その他

ア 6(3)の日時や場所等の詳細については参加資格確認結果に併せて通知する。

イ 6(4)の日時や場所等の詳細については一次評価結果に併せて通知する。

7 評価結果に関する事項

(1) 結果通知書

契約候補者として、特定又は特定しなかった旨を書面「結果通知書」により通知する。

(2) 評価結果の公表

提案書の特定をされた者及び特定理由については、特定後に「保健衛生システム更改業務委託にかかる提案書の特定者について」を豊橋市健康部健康増進課内において配置し、これを閲覧させること及び3の担当部局ホームページにおいて公表する。

(3) 非特定理由についての説明の請求

特定されなかった者は、書面により非特定理由についての説明を求めることができる。

(4) 非特定理由についての説明の請求先

3 に同じ

(5) 請求期間

通知をした日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内の午前9時から午後5時までとする。

(6) 回答

非特定理由についての説明の請求に対する回答は、請求期間の最終日の翌日から起算して5日（土・日曜日、祝日・休日を含まない。）以内に書面により行う。

8 無効となる提案等

次に該当する提案は、無効とする。

(1) 実施要領に示した提案資格を有しない者の提案

(2) 提案書等に虚偽の記載をした者の提案

(3) 実施要領に示した提案書等の作成及び提出に関する条件に違反した提案

(4) 見積金額が契約上限金額を超える提案

(5) 評価の公平性に影響を与える行為をした者の提案

9 提案にあたっての注意事項

(1) 支払等に関する事項、契約の変更・解除に関する事項など、契約にあたっての重要な事項については、地方自治法、同施行令及び豊橋市契約規則等の定めるところとし、その詳細は契約時に定める。

(2) 採用された提案書に記載されている事項は、契約時の仕様書の原型になるものであるが、全ての提案事項について契約を保証するものではなく、提案書について本業務の目的達成のために修正すべき事項がある場合には、本市と提案者との協議により契約締結段階において項目を追加、変更又は削除を行うことがある。

10 その他

(1) 参加意向申出書を提出後に参加を辞退する場合は、辞退届（様式6）を持参（土・日曜日、祝日・休日を除く毎日8時30分から午後5時まで）又は郵送により速やかに提出すること。

(2) プロポーザルに係るすべての費用は、提案者の負担とする。

- (3) 提出後の参加意向申出書及び提案書等の修正、差し替え、追加、削除又は変更は、認めないものとする。
- (4) 電子メール等の通信事故について、豊橋市は一切の責任を負わないものとする。
- (5) 特定結果通知をした日から契約締結の日までの期間において、契約候補者となった者が「豊橋市が行う事務又は事業からの暴力団排除に関する合意書」に基づく排除措置を受けた場合は、契約を締結しないものとする。なお、この場合、豊橋市は一切の損害賠償の責を負わない。
- (6) 契約の履行にあたり、妨害又は不当要求を受けた場合は、発注者に報告するとともに警察へ被害届を提出すること。これを怠った場合は、契約の相手方としない措置を講じることがある。
- (7) 本プロポーザルの手続きにおいて使用する言語は日本語、通貨は日本円、単位は日本の標準時及び計量法（平成4年法律第51号）によるものとする。
- (8) 業務仕様書、提案書作成仕様書及び評価基準に示す要件、構成等は主要項目であり、これに明記していない事項についても、本業務を遂行する上で当然備えるべき事項については要求内容に含まれるものとして提出書類を作成すること。
- (9) 指定した場合を除き、提出書類には提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ等）を含んではならない。
- (10) プレゼンテーション時には、提案者を識別でき得る情報（社名、ロゴ等）を提示してもよい。
- (11) プレゼンテーション時において、その趣旨及び内容に変更がない範囲において提案書と別の資料を提示することは可とする。また、提案者多数の場合は提出書類の内容に基づく一次評価によりプレゼンテーション対象者が決定されるため注意すること。
- (12) 書類が提出期限までに提出されない場合は、提案辞退とみなす。
- (13) 提出書類について、本業務で必要な範囲において、複製できることとする。